

—— 生 命 保 險 關 係 ——

1. 生 命 保 險 生 命 表

(日本全会社生命表 (1965~69))

年 齡	死 亡 率	平 均 余 命	年 齡	死 亡 率	平 均 余 命
	人	歲		人	歲
0	0.00538	72.01	51	0.00568	25.37
1	0.00276	71.39	52	0.00626	24.51
2	0.00190	70.59	53	0.00691	23.67
3	0.00138	69.72	54	0.00761	22.83
4	0.00114	68.82	55	0.00840	22.00
5	0.00105	67.90			
6	0.00102	66.97	56	0.00926	21.18
7	0.00095	66.04	57	0.01022	20.37
8	0.00085	65.10	58	0.01127	19.58
9	0.00070	64.15	59	0.01244	18.80
10	0.00057	63.20	60	0.01373	18.03
11	0.00050	62.23	61	0.01515	17.27
12	0.00048	61.26	62	0.01672	16.53
13	0.00053	60.29	63	0.01845	15.80
14	0.00067	59.32	64	0.02036	15.09
15	0.00090	58.36	65	0.02247	14.39
16	0.00118	57.42	66	0.02480	13.71
17	0.00142	56.48	67	0.02737	13.05
18	0.00157	55.56	68	0.03020	12.40
19	0.00159	54.65	69	0.03332	11.77
20	0.00157	53.74	70	0.03676	11.16
21	0.00154	52.82	71	0.04055	10.57
22	0.00153	51.90	72	0.04472	9.99
23	0.00153	50.98	73	0.04931	9.44
24	0.00152	50.06	74	0.05436	8.90
25	0.00150	49.13	75	0.05991	8.38
26	0.00147	48.20	76	0.06601	7.88
27	0.00144	47.27	77	0.07271	7.41
28	0.00141	46.34	78	0.08006	6.95
29	0.00141	45.41	79	0.08812	6.51
30	0.00143	44.47	80	0.09695	6.09
31	0.00149	43.53	81	0.10662	5.69
32	0.00156	42.60	82	0.11718	5.31
33	0.00163	41.66	83	0.12872	4.95
34	0.00172	40.73	84	0.14130	4.60
35	0.00183	39.80	85	0.15500	4.28
36	0.00196	38.87	86	0.16989	3.97
37	0.00209	37.95	87	0.18605	3.68
38	0.00223	37.03	88	0.20356	3.41
39	0.00238	36.11	89	0.22247	3.15
40	0.00253	35.19	90	0.24286	2.91
41	0.00268	34.28	91	0.26479	2.69
42	0.00281	33.37	92	0.28829	2.48
43	0.00295	32.46	93	0.31341	2.28
44	0.00314	31.56	94	0.34014	2.09
45	0.00338	30.66	95	0.36850	1.90
46	0.00368	29.76	96	0.39843	1.72
47	0.00405	28.87	97	0.42988	1.53
48	0.00446	27.98	98	0.46274	1.31
49	0.00487	27.11	99	0.49688	1.00
50	0.00527	26.24	100	1.00000	0.50

2. 生命保険料率及び契約者配当率の推移

(1) 保険料算出基礎の推移(養老保険)

期 間	予 定 死亡表	予定利率	新 契 費 約 保 険 金 額 (千円につき)	維持費 (同左)	集金費 (営業保険 料の)
昭和					
31.4~34.3	第9回表	4%	30円	7円	3%
34.4~39.3	第9回表	4	30	5	3
39.4~44.5	第10回表	4	30	4	3
44.6~49.4	第1回表	4	30	5	3
49.5~51.2	第2回表	4	30	4	3
51.3~	"	4	30	4	3
		保険期間 20年以下 5.5% 20年超 5.0%	25円と営 業保険料 の1~2%		

(備考) 1. この基礎率は養老保険に用いるものであつて、他の種類については多少異なる。
2. 34.4以降の利率は統一していないので、会社によつて多少異なるが上記はその標準的なものである。

(2) 契約者配当率の推移(養老保険)

決算年度	利差配当率 (責任準備金比例)	死差配当率 (危険保険金千円 につき)	費差配当率 (保険金千円につき)
昭和23.....		対千	3円一率
24.....	23年度契約 3円	22年度契約 4円	21年度契約 5円
25.....	2	3.0	-
29.....	4.4	2.0	-
30.....	4	1.0	-
31.....	4	1.0	0.7円
32.....	4	1.0	2.0
33.....	4	1.2	-
34.....	4.3	1.7	-
35.....	4.3	2.2	-
36.....	4.3	2.8	保険料の 1.0%
		有診 2.2	
		無診 2.2	
37.....	4.3	有診 2.8	-
		無診 2.2	
38.....	4.3	有診 1.5	-
		無診 0.9	
39.....	4.3	有診 1.5	-
		無診 0.9	
40.....	4.3	有診 1.5	-
		無診 0.9	
41.....	4.3	有診 1.5	-
		無診 0.9	
42.....	4.0	有診 1.6	0.35円
		無診 0.9	
43.....	4.0	有診 1.6	0.35
		無診 0.9	
44.....	4.0	有診 0.8	0.35
		無診 0.2	
45.....	4.0	有診 1.59	0.50
		無診 0.99	
46.....	4.0	有診 1.59	0.50
		無診 0.99	
47.....	4.0	有診 1.59	0.50
		無診 0.99	
48.....	4.0	有診 1.60	0.50
		無診 1.20	
49.....	4.4	1.75	0.50
50.....	4.4	1.90	0.50
51.....	4.4	2.05	0.50

(備考) 1. この配当率は養老保険に対するものであつて、他の種類についてはこれを参考にして決めている。
2. 35年度以降の配当率は、会社の業績により個別化されてきているが上記はその標準的なものを示した。
3. 死差配当率は34年度以降年齢別に計算したものの平均値で、44年度以降は40歳の死差配当率を示した。

3. 災害と生命保険

(1) 災害時の生命保険の取扱

(1) 現在、生保会社の販売している契約で、災害により死亡したとき及び災害により廃疾状態となつたときの取扱は、一般に次のとおりである。

(イ) 死亡保険及び生死混合保険では、災害による死亡(廃疾)は普通死亡と同一に取扱われており、死亡(廃疾)保険金を支払うこととしている。ただし、保険によつては、災害倍額支払を組み込んでいるものがあり、この場合には、災害、伝染病によつて(死亡)廃疾したときは死亡(廃疾)保険金の倍額の災害死亡(災害廃疾)保険金を支払うこととしている。また、死亡保険をベースにして、傷害を受けたため所定の障害状態となつたときにその程度により所定の金額を支払う傷害給付、災害により入院したときにその入院日数に応じて所定の金額を支払う災害入院給付を組み込んでいるものも数種販売されている。

(ロ) 生存保険では、災害、伝染病による死亡(廃疾)のときは、それ以外の原因により死亡(廃疾)となつたときより高額の支払いを約束している例が多く、貯蓄保険では、災害、伝染病によつて死亡(廃疾)したときは満期保険金と同額、あるいは満期保険金の2~3倍の災害保険金を支払うが、それ以外の原因による死亡(廃疾)のときは既払込保険料程度の給付金を支払うとするものが一般的である。また、こども保険には、傷害給付及び災害入院給付を組み込んでいるものがある。

(2) 主契約保険料に加えて特約保険料を払い込んで災害関係特約を付加した場合には、種々の給付が行われる。なお、この特約は全社が実施しており、次のものがある。

(イ) 災害割増契約 所定の不慮の事故又は伝染病により被保険者が死亡(廃疾)したとき、主契約の保険金に加えて、この特約の災害保険金を支払うもの。

(ロ) 傷害特約 所定の不慮の事故又は伝染病により被保険者が所定の障害状態となつたとき、その障害の程度により所定の傷害給付金を支払うもの。なお、家族傷害特約として、主契約の被保険者のみでなく、その配偶者、子供(20歳未満)が障害状態になつたときも保障するものがある。

(ハ) 災害入院特約 所定の不慮の事故により被保険者が5日以上入院したとき、その入院日数に応じて所定の災害入院給付金を支払うもの。さらに家族の災害入院給付を目的とする家族災害入院特約がある。

(3) 保険料払込みの例外措置として、被保険者(こども保険の場合は契約者)が、所定の不慮の事故により所定の障害状態になつたときに限つて、将来の保険料払込みを免除し、契約は有効に存続させることとしている。

(4) なお上記の災害に関する保険金又は給付金を請求する場合には、不慮の事故があることを証する書類として、警察署長の証明書等を提出する必要がある。

(2) 主な災害事故における保険金支払状況一覧表

(単位 人, 件, 千円)

事故発生 年 月 日	災 害 名	死 者	負 傷 者 (行方不明)	保険金支払件 数 (加入者)	支 払 保険金額
41. 11. 13	全日空機松山沖墜落事故	50		128 (33)	116,699
42. 7. 9 ~10	西日本集中豪雨	344	25	130 (77)	92,392
42. 8. 26 ~29	羽越地方集中豪雨 (新潟県のみ)	78	53	48 (31)	27,726
43. 5. 16	十勝沖地震 (青森県のみ)	48	4	6 (5)	3,960
43. 8. 18	飛騨川バス転落事故 (9月2日現在)	88	14	82 (63)	43,622
43. 11. 2	有馬温泉 “池之坊満月城。ホテル火災事故	30	44	31 (29)	25,493
44. 2. 5	磐梯熱海温泉 “磐光。ホテル火災事故	31		23 (18)	19,921
45. 4. 8	大阪地下鉄工事現場ガス爆発事故	78		72 (61)	79,669
46. 7. 3	東亜国内航空機横津岳墜落事故	68		73 (55)	161,283
46. 7. 17	歌志内鉱ガス突出事故	30		100 (77)	72,659
46. 7. 30	全日空機・自衛隊機衝突墜落事故	162		104 (78)	166,393
46. 9. 7 ~8	台風25号による房総地方集中豪雨	55		8 (8)	9,688
46. 10. 25	近鉄特急電車正面衝突事故	25		18 (15)	28,945
46. 11. 22	川崎がけくずれ実験事故	15		19 (16)	20,042
47. 3. 30	富士山なだれ遭難事故	24		22 (18)	56,196
47. 5. 13	大阪 “千日デパートビル。火災事故	118		62 (53)	96,998
47. 6. 14	日航機ニューデリー郊外墜落事故	日本人21		55 (40)	205,026
47. 6. 15	キャセイ航空機ベトナム墜落事故	” 17		57 (35)	148,911
47. 11. 6	北陸トンネル列車火災事故	30		23 (15)	26,594
47. 11. 29	日航機モスクワ郊外墜落事故	日本人53		185 (39)	483,636
48. 11. 29	熊本, 大洋デパート火災事故	103		42 (25)	67,089
49. 3. 3	トルコ航空機パリ郊外墜落事故	日本人48		24 (19)	77,550
49. 4. 23	パン・アメリカン航空機バリ島墜落事故	” 29		23 (12)	202,063
49. 5. 9	伊豆半島沖地震災害	5		5 (5)	9,110
49. 8. 30	東京丸の内ビル街爆発事件	8	372	19 (6)	72,322
49. 9. 8	トランス・ワールド航空機ギリシャ沖墜落事故	日本人13		9 (7)	101,573
49. 12. 19	三井砂川鉱業所ガス爆発事故	15	11	33 (15)	54,221
50. 1. 1	青木湖スキーバス転落事故	24	6	28 (12)	126,583
50. 8. 18, 21	台風5, 6号による災害	98		26 (22)	111,688
51. 6. 25 ~27	鹿児島県下集中豪雨	32		10 (6)	76,371
51. 9. 12 ~14	台風17号による災害	170		75 (43)	277,451
52. 5. 11	三井芦別鉱業所爆発事故	25		29 (20)	155,406

(資料) 生命保険協会調

4. 生命保険募集人登録数異動状況

(単位 人)

年 度	新 規 登 録	業 務 廃 止	純 増 加	年 度 末 登 録 数
昭和46年度……	442,178	463,183	△ 21,005	557,016
47……	438,966	440,595	△ 848	556,168
48……	378,221	431,970	△ 57,105	499,063
49……	233,262	308,074	△ 57,827	441,236
50……	206,337	234,595	△ 25,647	415,589
51……	201,430	195,961	6,324	421,913

- (備考) 1. 生命保険募集人は保険募集の取締りに関する法律(昭和23年法律第171号)に基づき登録を受けなければならないこととなっている。
2. 生命保険募集人とは、生命保険会社の役員(代表権を有する役員及び監査役を除く)若しくは使用人若しくはこれらの者の使用人又は生命保険会社の委託を受けた者(法人でない社団及び財団を含む)若しくはその者の役員(代表権を有する役員及び監査役を除く)管理人若しくは使用人で、その保険会社のために生命保険契約の締結の媒介をなすものをいう。

5. 生命保険相談及び事故契約等一覧

(1) 生命保険相談所・一般相談受付状況調

(単位 件)

事 項	年 度	昭和46年度	47	48	49	50	51
1. 加入および保険種類について		460	860	454	769	756	589
2. 契約の継続について		76	183	54	123	197	112
3. 解約について		82	129	64	109	178	130
4. 保険料の払込および保険金支払について		112	151	152	194	395	221
5. 無診査保険について		2	5	2	8	10	7
6. 団体扱またはグループ保険について		7	20	6	14	43	16
7. 契約者配当金について		10	17	19	18	50	19
8. 外国の生保会社および外国人契約について		4	11	6	54	127	69
9. 会社の社名、所在地、内容等について		191	168	135	130	263	276
10. 外務員または代理店について		26	33	20	32	68	24
11. 税金の特典について		22	44	22	48	51	33
12. 契約者貸付金について		29	37	22	14	19	11
13. 資料の送付・その他		257	292	131	286	377	261
計		1,278	1,950	1,087	1,799	2,534	1,768

(備考) 本表は、生命保険協会内に設置されている生命保険相談所において取扱った保険相談を内容別にまとめたものである。

(2) 生命保険事故契約事由別一覧

(単位 件)

年度別	項目 総件数	事 故 内 容									保 險 料 等 流 用 費 消 金 額 (千円)
		保険料等 流用費消	不正証法 証法相違	替玉病中等 知しつ曲筆・同曲筆依頼	診査報状作成 ・同曲筆依頼	望問診 不十分	無面 接	説 明 不十分	無断作成 未熟契約	その他	
昭和46年度	3,926	284	74	932	121	551	398	8	1,426	132	120,889
47……	4,181	250	105	1,234	95	435	447	-	1,404	211	106,214
48……	3,998	301	260	1,168	134	303	744	-	966	123	194,760
49……	3,881	234	165	1,172	146	277	541	-	1,003	343	163,526
50……	3,328	207	142	940	107	75	220	-	1,175	462	127,518
51……	3,652	214	126	846	116	100	169	-	1,220	861	272,837

- (備考) 1. 本表は、昭和38年10月7日付蔵銀第1601号通達にもとづき生保会社から報告のあつた事故契約を事由別にまとめたもので未処理報告分を含む。
2. 説明不十分は47年度から不正証法、証法相違へ含めた。

6. 税 制 上 の 優 遇 措 置

(1) 生命保険料所得控除制度の推移(所得税)

(2) 死亡保険金にかかる非課税制度の推移(相続税)

大正13年	200円	所得より控除	昭和12年まで	全額非課税
昭和15年	12円	所得税額より控除	13	5千円まで免税
17	24円	"	22	退職手当金、定期金権利価格等と合算して
22	(廃止)			3万円まで免税
26	(復活)2千円	所得より控除		5万円まで免税
27	4千円	"	23	(廃止)
28	8千円	"	25	受取人1人につき10万円まで免税
29	12千円	"	26	" 20万円 "
30	15千円	"	27	" 30万円 "
32	15千円+(30千円-15千円)×1/2	"	28	" 50万円 "
37	15千円+(50千円-15千円)×1/2	"	29	" 100万円 "
39	20千円+(50千円-20千円)×1/2	"	40	法定相続人数×100万円
41	25千円+(50千円-25千円)×1/2	"	41	" ×150万円 "
49	25千円+(50千円-25千円)×1/2	"	46	" ×250万円 "
	+(100千円-50千円)×1/4	"	49	(同 上)
50	(同 上)	"	50	

7. 保険契約継続率改善状況

(単位 %)

払 方 別	回 次	平均値の 区 分	昭和46年度	47	48	49	50	51
月 個 月	12回目	実 数	70.2	71.0	72.1	73.8	77.9	77.1
払 団 月	12回目	実 数	86.7	87.9	88.5	89.7	91.4	90.8
月 払 平 均		実 数	74.9	76.1	76.9	78.5	82.2	81.5
半 年 払	3回目	実 数	63.5	65.2	66.1	66.1	70.8	72.6
年 払	2回目	実 数	79.0	82.1	82.7	79.5	82.0	83.4
平均継続率		実 数	74.5	76.0	76.8	77.8	81.6	81.3
(参考)貯蓄保険	12回目	実 数	83.0	85.0	89.3	89.6	90.1	90.2

(備考) 昭45.6.15蔵銀第1762号通達及び昭49.7.1蔵銀第2315号通達に基づく各生保会社報告の集計である。

(1) 対象契約は集団扱定期保険を除く個人保険である。ただし、貯蓄保険は参考としてみた。

(2) 当該年度末から遡って27カ月目(前々年の1月)から16カ月目(前々年の12月)までの12カ月間に締結された新契約について、払込方法別に新契約高を分母とし、払込回数に対応する保険料が入金した契約高を分子として百分比で求めたものである。

8. 生命保険募集人状況

(単位 人)

年 度	区 分	内 勤	外 務 員				募集代理店	登録者合計	
			雇 用	委 託	計	実働外務員			専業外務員
昭和51年度……		53,585	269,232	68,817	338,049	305,068	163,970	16,066	407,700
50……………		50,031	265,517	69,663	335,180	303,393	155,320	16,721	401,932
49……………		47,130	246,680	125,310	371,990	308,663	182,160	15,513	434,633
48……………		46,930	270,322	166,278	436,600	362,918	175,914	23,719	507,249

(注) 昭和45.6.15付蔵銀第1761号通達に基づく生命保険会社報告による。